



鳥労発雇均 1113 第 2 号
令和 7 年 11 月 13 日

各 団 体 の 長 殿

鳥取労働局長



年末年始における年次有給休暇の取得促進について

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇の取得率につきましては、令和 5 年に 65.3%と前年より 3.2 ポイント上昇し、昨年に引き続き過去最高を更新したものの、依然として政府目標である 70%とは乖離があります。

このため厚生労働省では、10月の「年次有給休暇取得促進期間」に続き、この年末年始における年次有給休暇の取得促進の気運を醸成するための取組を行うこととしました。

具体的には、計画的な業務運営や休暇の分散化に資する年次有給休暇の計画的付与制度^(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度^(※2)の活用を含め、年次有給休暇を積極的に取得いただくことにより働き方・休み方の見直しを促すポスター及びリーフレットを作成し、これらを用いた広報や労使への働きかけ等を行うこととしております。

つきましては、貴職におかれましても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封のポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌やホームページによる周知等につきまして、御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、リーフレット等を以下に掲載していますので、併せて御活用いただくとともに、紙媒体の配布による周知を行うに当たり追加でリーフレットが必要な場合は、当室の下記担当までご連絡ください。

○働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
「労働者の休み方に着目した取組等を知りたい」コンテンツ

○年次有給休暇取得促進特設サイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

(※1) 年休の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

(※2) 年休の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。



(担当) 鳥取労働局 雇用環境・均等室
TEL:0857-29-1709 (指導担当)